造影剤を用いた検査について（MRI）

【検査の必要性】

レントゲン写真、超音波検査、CT などでわかりにくい病変の診断に、MRI が大変役に立つ場合があります。造影剤を用いることによって、さらに情報量を増やすことができます。造影剤を使用することによって診断ができるという「利益」が副作用で生じるであろう「不利益」を上回ると判断された場合、造影剤を使用することになります。

【造影剤を用いた検査について】

造影 MRI 検査では通常ガドリニウムを含んだ薬を静脈注射して用います。ガドリニウム造影剤は腎臓から尿として排泄されます。

肝臓の検査では鉄分を含んだ薬を用いることがあります。この造影剤は体の中で代謝され、便より排泄されます。

【副作用について】

軽い副作用（頻度は 1 から 2%以下）:

吐き気、嘔吐、頭痛、めまい、発疹、かゆみ、発熱、せきなど

（鉄分を含んだ薬の場合、腰痛や背部痛の報告があります）

重い副作用（極めてまれで 1 万人に 1 人以下）

ショックやアナフィラキシー様反応（血圧低下、咽頭浮腫、呼吸困難）

（鉄分を含んだ薬の場合、重い副作用の頻度は不明です）

死亡例も（0.00012%、80 万人に 1 人以下）と極めてまれに見られます。

副作用が発生した場合は、医師等が適切な治療を行います。

副作用の多くは検査中から検査後 1 時間以内の間に起こることが多いですが、検査後数時間から数日間後に発疹や頭痛等の症状が現れることがあります。その場合は主治医、看護師や救命救急センターなどにご連絡ください。

【こんな方は特に注意を】

- 造影剤による副作用歴のある方
- 気管支喘息などのアレルギー体質の方
- 過去に食事やお薬でアレルギーを起こしたことのある方
- 重い腎臓病がある方

重い腎機能障害の方（大半が透析を受けいていた方）のみ発症がみられたガドリニウム造影剤による重い副作用の報告があります。

腎性全身性線維症---全身性の症状がでます。目に付く病変は皮膚の過剰な線維化によって、皮膚の肥厚、関節動きの制限、強い拘縮が起こります。それのみでなく筋肉や心臓などの多くの臓器に病気が及ぶことがあり、死にいたる場合があります。

【MRI 検査を行えない場合】

手術や他の治療によって磁性のある金属が体内にある場合など、造影の有無に関わらず、MRI 検査ができない場合がありますのであらかじめお申し出ください。

例：ペースメーカー、体内自動除細動器、脳動脈瘤クリップ、金属製入れ歯、人工関節、入れ墨

【検査の同意を撤回する場合】

いったん同意書を提出していただいても、検査を中止することができます。中止する場合にはいつでも係に連絡してください。

以上の文書は、（患者氏名）　　様への造影剤を用いた検査について
その目的、内容、危険性について説明するものです。
説明を受けられた後、ご不明な点がありましたら、何でもお尋ねください。

・説明日　　令和　　年　　月　　日

・説明医師　　印

・同席したスタッフ
【自筆署名または記名押印】

検査日　令和　　年　　月　　日

ＭＲＩ造影剤同意書

上記の文書を読み、説明を聞いて納得しましたので、造影検査を受けることに同意します。

令和　　年　　月　　日

説明を受けた方

１）患者様ご本人の場合

【自筆署名または記名押印】　　（　　）

同席された方

患者様とのご関係

【自筆署名または記名押印】　　（　　）

２）患者様に判断能力がない場合

代諾者

患者様とのご関係

【自筆署名または記名押印】　　（　　）

同席された方

患者様とのご関係

【自筆署名または記名押印】　　（　　）